

第126回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時：平成28年6月9日（木） 午後2時から3時15分まで

2 場 所：ホテルプラザ菜の花 4階 楨1会議室

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員

懸田委員、土屋委員、今関委員、河井委員、木村委員、小島委員、
小早川委員、橋本委員（書面）

<事務局>

商工労働部経営支援課

中村課長、青柳副技監、高森商業振興班長

下里主査、菅原副主査、村越主事、鈴木囑託

4 開 会：

（1）成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

（2）県行政組織条例第30条の規定により、懸田委員が会長に、土屋委員が副会長に選任された。

（3）県行政組織条例第32条第1項の規定により、懸田会長が議長となった。

（4）議事録署名人選出（議長が木村委員と今関委員の2名を指名した。）

（5）審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、市川市の岩田ビル、船橋市の高根台西ショッピングセンターの変更2件の届出案件となっております。

このほかに、報告案件として、（仮称）東習志野商業施設計画ほか計7件が既存店舗の変更として届出のあったもので、既に手続を終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5 議 事：

議題(1)：届出に対する県意見の審議について

【審議案件1 岩田ビルについて】

<懸田会長>

最初に、審議案件1の岩田ビルに係る個人3名からの既存店変更の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<懸田会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

(特になし)

<懸田会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

交通について小早川委員からお願いします。

<小早川委員>

駐車台数および周辺の交差点の状況を見たが、すでに既存の店舗があるということで、特に問題ないとする。

また、貨物車の入り方が若干前回とは変わるかと思うが、(基準に)おさまる範囲で大丈夫かと考えられ、特に問題ないと判断している。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

一部地点で昼間の高さのレベルが基準値は守られているものの59デシベル

を示している。現況では周辺に住居はないが、苦情等があれば迅速な対応をお願いしたい。

<懸田会長>

廃棄物・リサイクルについて、小島委員からお願いします。

<小島委員>

廃棄物・リサイクルの計画について特段問題はないとみているが、その上で配慮いただきたい事項として2点ほど指摘したい。

1点目は、計画の中で従業員のリサイクル意識を重視したいとあるが、これは重要な視点である。パート・アルバイト含め環境教育を徹底してもらいたい。

2点目は、食品リサイクルに関連し、魚のアラは資源化されるようだが、それ以外は基本的には焼却処分を予定されている。食品残さについては食品リサイクル法に基づいて再生利用率の目標値が国から示されており、スーパー等の食品小売業については2015年までに45%、2019年までに55%となっている。マルエツの環境報告書を拝見したところ、社全体で昨年度の実績が30%程度と目標を満たしていない。都心部を中心に店舗展開していることから肥料化、堆肥化等は難しい面もあると思うが、一店舗一店舗努力をしてほしい。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

橋本委員からの書面による意見は次のとおり。

街並みづくり等への配慮に関する意見として、敷地内の緑化面積110㎡は必要緑化面積147.3㎡を下回るが、フェンス緑化を施すことなどで面積確保に努めることで市川市との協議・了承を得ているとのことである。

街並みや景観への配慮も市川市景観計画に基づき適切な配慮がされていると考えられる。

<懸田会長>

その他の委員の皆様、御意見はございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<懸田会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件2 高根台西ショッピングセンター】

<事務局>

(審議資料及びスクリーンにより説明)

<懸田会長>

住民からの意見がいくつも出ているようだが、意見は一人からではなく、複数人からか。

<事務局>

お一人からです。

<懸田会長>

わかりました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<木村委員>

店舗敷地内に船橋市の施設だとか、郵便局や交番があるが、これも店舗敷地として考えるのか。

<事務局>

大店立地法上は（御指摘の施設を）除外することなく、含まれた形で敷地としている。

<木村委員>

市の出張所などの場合は、皆さん車で来ると思うが、その分の駐車場は考慮しなくてよいのか。

<事務局>

公民館などについては近隣の方が利用する施設ということで、車で来場することは想定されておらず、駐車場はないが、別途公民館利用者が自転車を置くスペースなどは確保するとの報告を受けている。

<木村委員>

了解した。

<懸田会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。
交通について小早川委員からお願いします。

<小早川委員>

住民の方がおっしゃっている、「新しくできる出入口②が交差点Aに近すぎる」という御指摘だが、ここは右折入庫をできないようポールを立てるということを警察と協議しているとのことなので、右折入庫してこなければ、ここから入庫する車は少ないものと考えている。それであれば交差点Aへの影響はないと考えている。とにかくここは右折で入らないようにするというのを徹底してもらい、ポールを立てるのであれば立ててもらいたい。

続いて交差点Cだが、踏切が近接していて無信号というのは特殊な形状であり、需要率を出す方法はない。容量的には持つと思うが、今のところ需要率に関して、数字上での安全性は確認しようがない。開店した後に危険な事象があれば警察・自治体と協議して安全対策を講じることになると思うが、現時点に

において、大店立地法上ではそこまでの問題はないと考える。今後注視をすべき、いろいろな検討を行っていくべき交差点だとは思っている。

<懸田会長>

騒音について、木村委員からお願いします。

<木村委員>

近接して学校や病院があるが、この区域の夜間の最大値が基準値を超えてしまっているところがあり、基準値に対応した数値になるようお願いしたい。

もし、問題等があれば何らかの対応をお願いしたい。

<懸田会長>

廃棄物・リサイクルについて、小島委員からお願いします。

<小島委員>

廃棄物・リサイクルに関しては適切に計画されていると見受けられる。その上で、3点指摘させていただきたい。

まず1点目として、食品残さについて、委託による堆肥化を予定しているが、委託先について未定と聞いている。委託先は適切に選定してもらいたい。特に、食品残さ由来の堆肥については、なかなか利用先が見つからないことがある。利用先もきちんと確保できるかどうかという視点を持って選定してもらいたい。

2点目は、リサイクルステーションを新設されるとのことだが、船橋市では自治会や子供会が集団資源回収に協力すると、段ボールやペットボトルの回収量に応じて協力金を支払うという施策を実施している。そうした協力金が自治会の夏祭り等の経費に回っているという現状があるが、カスミが回収を行うことで自治会の集団資源回収量が減る懸念がある。リサイクルステーションの設置は消費者にとって利便性が高く、是非実施してもらいたい。地元自治会等の活動に影響することがあるということも御留意いただいた上で、たとえばリサイクルステーションに「地元の集団回収に協力しましょう」などと記載したり、地元の自治会等に話を伺う等、可能な範囲で御配慮いただくと地元との関係も円滑にいくと思うので、検討していただきたい。

3点目は、カスミは本社がつくば市にあり、一度ヒアリングに伺ったことが

あるが、かなり環境に熱心な企業と認識をしている。環境配慮の活動を消費者に対し積極的にアピールすることは、消費者が環境配慮を基準に店舗を選ぶことができるということにもつながるので、店舗づくりの際に御検討いただきたい。

<懸田会長>

街並みづくりについて、橋本委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

橋本委員からの書面による意見は次のとおり。

計画地南側に小学校が隣接しており、周辺には住宅地が広がることから、特に歩行者の安全面への配慮が必要であり、住民等の意見も多く出ている。通学路に対する安全対策については、児童の登下校時間帯には交通整理員を常時配置すること、朝の通学時間帯（7時～8時）を避けた搬入計画とすることを確認しているが、事故を未然に防ぐための更なる安全管理を徹底してほしい。

街並みづくり等への配慮については、計画建物の緑化面積1,054㎡（5.6%）は、船橋市条例基準の5%を満たしており、景観への配慮等も高根台団地地区の地区計画を遵守したものであると考えられる。

<懸田会長>

その他の委員の皆様、御意見はございますか。

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

（異議なし）

<懸田会長>

それでは、そのように決定いたします。

議題（２）届出に対する県意見の報告等について

報告案件の説明及び配布資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第127回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整の上決定することとした。

6 閉 会：午後3時15分閉会